

東京都市計画都市再生特別地区の変更

都市計画都市再生特別地区を次のように変更する。

種類	面積	建築物その他の工 作物の誘 導すべき 用途	建築物の容 積率の最高 限度	建築物 の容積 率の最 低限度	建築物の建蔽率 の最高限度	建築物の建築面 積の最低限度	建築物の高さの最 高限度	壁面の位置の制限	備考
都市再生 特別地区 (芝浦一丁 目地区)	約4.7ha	-	112/10 (注1) ただし、 26/10以上を ホテル、ビジ ネス交流施 設、住宅、生 活支援施設、 観光情報発 信施設、店舗 等及びこれ らに付随す る施設の用 途とする。	40/10	6/10 (注2)	5,000㎡ ただし、歩行 者空間のにぎわ いの形成のため に設ける建築物 その他公益上必 要な建築物につ いては、この限 りでない。	高層部：235m 低層部A：50m 低層部B：30m 低層部C：20m 高さの基準点は T.P.+3.0mとする。	建築物の外壁又はこれ に代わる柱は計画図に示 す壁面線を越えて建築し てはならない。ただし、 次の各号の一に該当する 建築物等については、こ の限りでない。 (1) 歩行者の快適性及び 安全性を高めるため に設ける屋根、塀、柵 その他これらに類す るもの (2) 給排気施設の部分 (3) 建築物の出入口の上 部に位置するひさし の部分 (4) 歩行者デッキ及びこ れに付属する階段、エ スカレーター、エレベ ーター及びこれらに 設置される屋根、柱、 壁その他これらに類 するもの (5) 景観形成上必要な意 匠上の突起物	1. 地域冷暖房施設、 中水道施設、蓄熱槽、 大型受水槽、コージ エネレーション設備 その他これらに類す るものの用に供する 部分は、21,600㎡を 上限として、容積率 の算定の基礎となる 延べ面積から除く (注1)。 2. 建築基準法第53条 第3項第一号に該当 する建築物にあって は1/10を、第一号及 び第二号に該当する 建築物にあっては 2/10を加えた数値と する(注2)。 3. 別添図のとおり、 南口東西自由通路、 古川横断橋、新芝浦 橋の整備を行う。

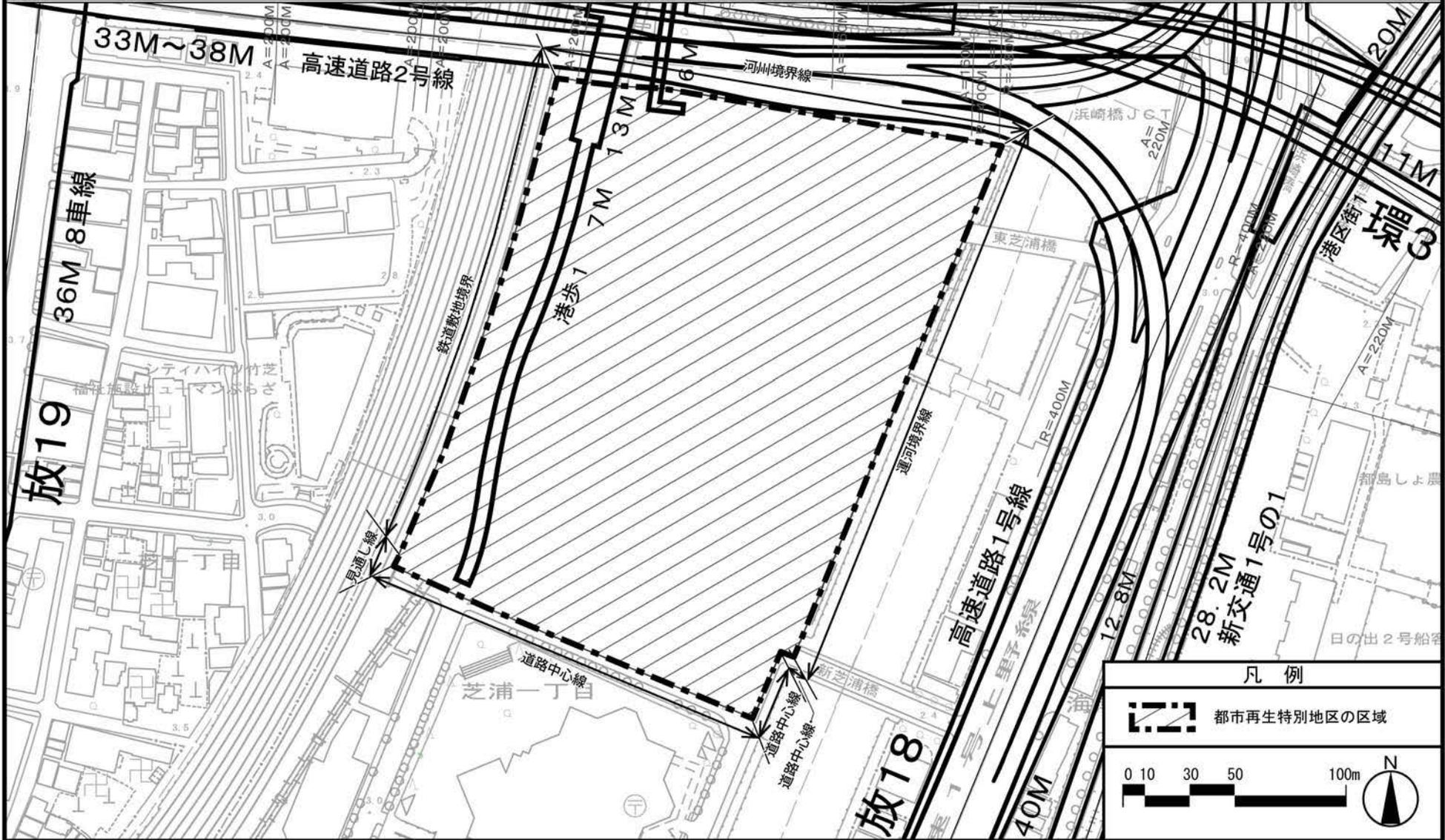
その他の既決定の地区	面積	位置
都市再生特別地区(大崎駅西口E東地区)	約 2.4 ha	品川区大崎二丁目及び大崎三丁目各地内
都市再生特別地区(大崎駅西口A地区)	約 1.8 ha	品川区大崎二丁目地内
都市再生特別地区(丸の内1-1地区)	約 1.2 ha	千代田区丸の内一丁目及び中央区八重洲一丁目各地内
都市再生特別地区(大手町地区)	約 16.2 ha	千代田区大手町一丁目及び大手町二丁目並びに中央区八重洲一丁目各地内
都市再生特別地区(西新宿一丁目7地区)	約 0.9 ha	新宿区西新宿一丁目地内
都市再生特別地区(丸の内2-1地区)	約 1.7 ha	千代田区丸の内二丁目地内
都市再生特別地区(淡路町二丁目西部地区)	約 2.2 ha	千代田区神田淡路町二丁目地内
都市再生特別地区(大手町一丁目6地区)	約 1.5 ha	千代田区大手町一丁目地内
都市再生特別地区(日本橋室町東地区)	約 1.8 ha	中央区日本橋室町一丁目及び日本橋室町二丁目各地内
都市再生特別地区(北品川五丁目第1地区)	約 3.6 ha	品川区北品川五丁目地内
都市再生特別地区(銀座四丁目6地区)	約 0.9 ha	中央区銀座四丁目地内
都市再生特別地区(渋谷二丁目2-1地区)	約 1.1 ha	渋谷区渋谷二丁目地内
都市再生特別地区(神田駿河台三丁目9地区)	約 2.2 ha	千代田区神田駿河台三丁目地内
都市再生特別地区(京橋二丁目1-6地区)	約 0.7 ha	中央区京橋二丁目地内
都市再生特別地区(丸の内二丁目7地区)	約 1.7 ha	千代田区丸の内二丁目地内
都市再生特別地区(京橋二丁目3地区)	約 1.0 ha	中央区京橋二丁目地内
都市再生特別地区(銀座四丁目1-2地区)	約 1.0 ha	中央区銀座四丁目地内
都市再生特別地区(神田駿河台四丁目6地区)	約 1.3 ha	千代田区神田駿河台四丁目地内
都市再生特別地区(京橋三丁目1地区)	約 1.3 ha	中央区京橋三丁目地内
都市再生特別地区(丸の内一丁目1-1-2地区)	約 1.3 ha	千代田区丸の内一丁目及び中央区八重洲一丁目各地内
都市再生特別地区(銀座六丁目1-0地区)	約 1.4 ha	中央区銀座六丁目地内
都市再生特別地区(日本橋二丁目地区)	約 4.8 ha	中央区日本橋二丁目地内
都市再生特別地区(大手町一丁目1地区)	約 2.4 ha	千代田区大手町一丁目地内
都市再生特別地区(浜松町二丁目4地区)	約 3.2 ha	港区浜松町二丁目地内
都市再生特別地区(渋谷駅地区)	約 4.9 ha	渋谷区渋谷二丁目、道玄坂一丁目及び道玄坂二丁目各地内
都市再生特別地区(渋谷三丁目2-1地区)	約 1.0 ha	渋谷区渋谷二丁目及び渋谷三丁目各地内
都市再生特別地区(日比谷地区)	約 1.4 ha	千代田区有楽町一丁目地内
都市再生特別地区(虎ノ門二丁目地区)	約 2.9 ha	港区虎ノ門二丁目及び赤坂一丁目各地内
都市再生特別地区(桜丘町1地区)	約 2.6 ha	渋谷区桜丘町及び道玄坂一丁目各地内
都市再生特別地区(丸の内三丁目1-0地区)	約 1.6 ha	千代田区丸の内三丁目地内
都市再生特別地区(竹芝地区)	約 2.4 ha	港区海岸一丁目地内
都市再生特別地区(虎ノ門四丁目地区)	約 1.8 ha	港区虎ノ門三丁目及び虎ノ門四丁目各地内
都市再生特別地区(虎ノ門一丁目3・1-7地区)	約 2.2 ha	港区虎ノ門一丁目地内
都市再生特別地区(大手町一丁目2地区)	約 2.8 ha	千代田区大手町一丁目地内
都市再生特別地区(八重洲一丁目6地区)	約 1.4 ha	中央区八重洲一丁目地内
都市再生特別地区(八重洲二丁目1地区)	約 1.7 ha	中央区八重洲二丁目地内
都市再生特別地区(宇田川町1-5地区)	約 0.7 ha	渋谷区宇田川町及び神南一丁目各地内
都市再生特別地区(京橋一丁目東地区)	約 1.6 ha	中央区京橋一丁目地内
都市再生特別地区(八重洲二丁目中地区)	約 2.2 ha	中央区八重洲二丁目地内
都市再生特別地区(虎ノ門・麻布台地区)	約 8.1 ha	港区虎ノ門五丁目、麻布台一丁目及び六本木三丁目各地内
小計	約 96.9 ha	
今回変更する地区		

都市再生特別地区(日本橋一丁目中地区)	約 3.9 ha	中央区日本橋一丁目地内
都市再生特別地区(芝浦一丁目地区) 本件	約 4.7 ha	港区芝浦一丁目地内
都市再生特別地区(浜松町二丁目4地区)	約 3.2 ha	港区浜松町二丁目地内
都市再生特別地区(虎ノ門一・二丁目地区)	約 2.4 ha	港区虎ノ門一丁目及び虎ノ門二丁目各地内
合計	約 107.9 ha	

「位置、区域、高さの最高限度及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

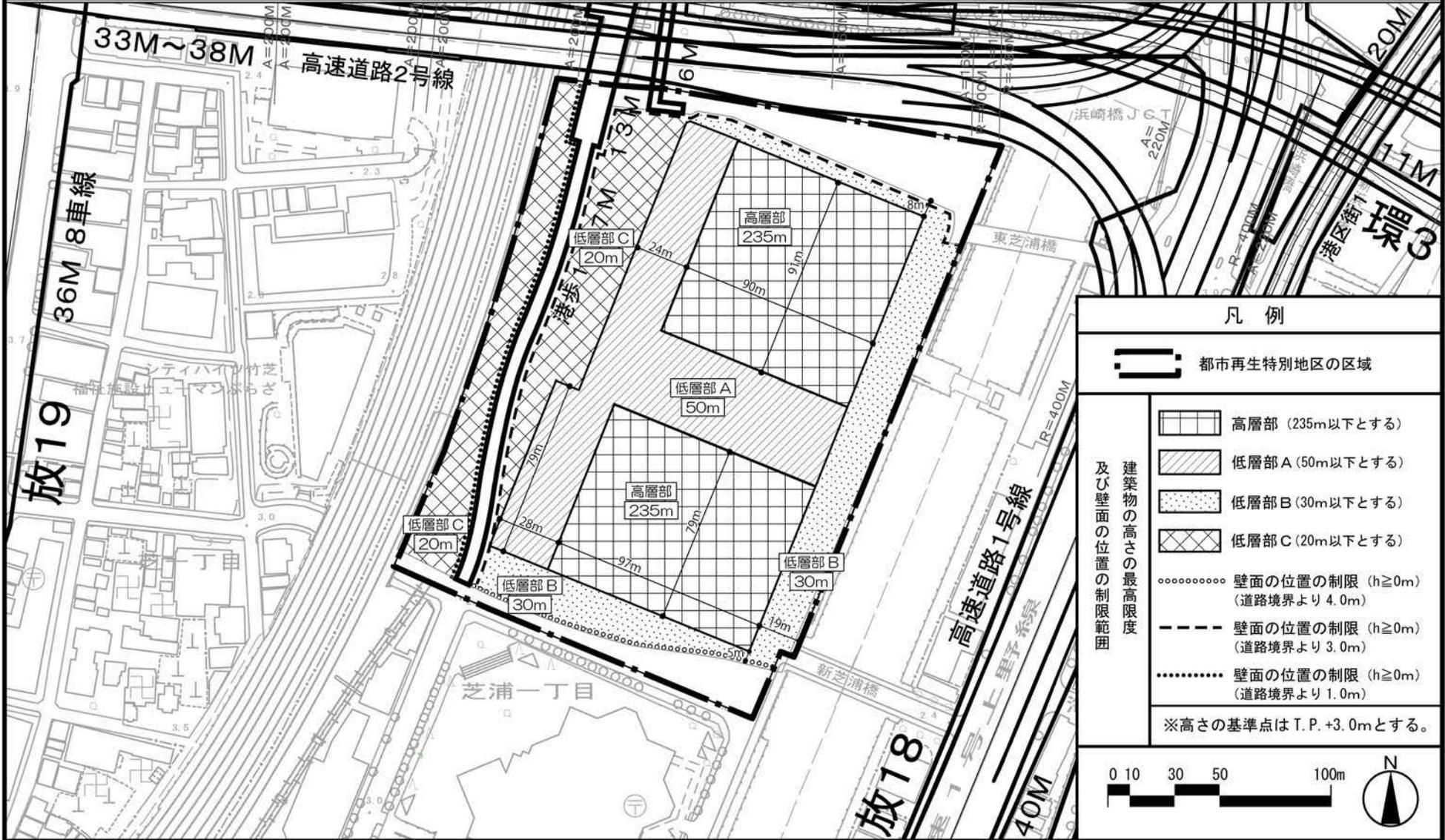
理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再生特別地区を変更する。

東京都市計画都市再生特別地区 芝浦一丁目地区 計画図1



「この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2，500）を使用（28都市基交第809号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。」
 「（承認番号） 28都市基街都第303号、平成29年2月24日」

東京都市計画都市再生特別地区 芝浦一丁目地区 計画図2



凡 例

都市再生特別地区の区域

建築物の高さの制限範囲

- 高層部 (235m以下とする)
- 低層部 A (50m以下とする)
- 低層部 B (30m以下とする)
- 低層部 C (20m以下とする)
- 壁面の位置の制限 (h \geq 0m) (道路境界より 4.0m)
- 壁面の位置の制限 (h \geq 0m) (道路境界より 3.0m)
- 壁面の位置の制限 (h \geq 0m) (道路境界より 1.0m)

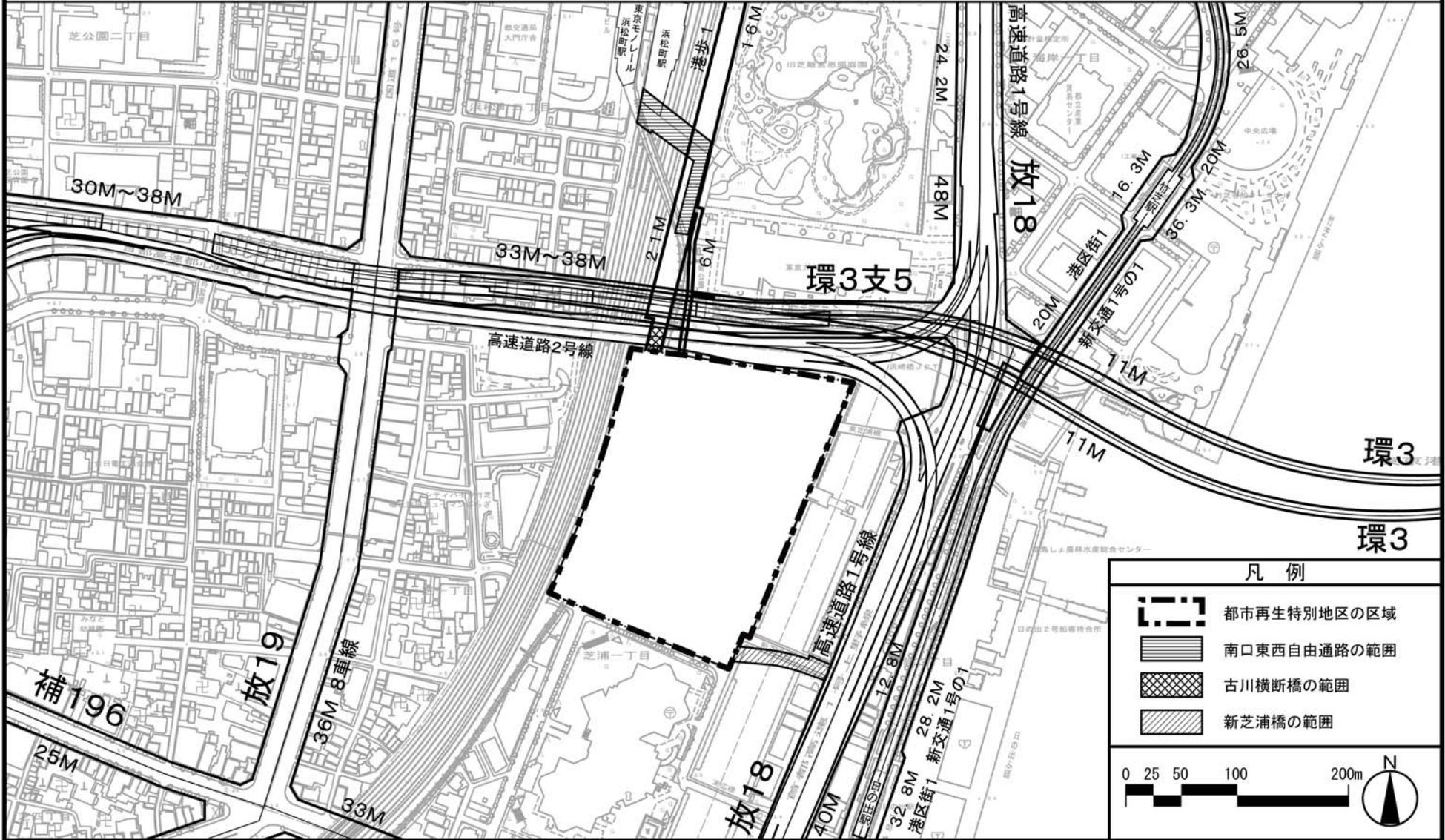
※高さの基準点は T.P.+3.0mとする。

0 10 30 50 100m

N

「この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（28都市基交第809号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。」
 「（承認番号） 28都市基街都第303号、平成29年2月24日

東京都市計画都市再生特別地区 芝浦一丁目地区 別添図



「この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2，500）を使用（28都市基交第809号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。」
 「（承認番号） 28都市基街都第303号、平成29年2月24日」